

保険医療機関における院内掲示

○当院の管理者氏名および診療に従事する医師について

管理者氏名 院長 郷 誠吾

診療に従事する医師 越後 義也

○標榜する診療科目、診療時間および許可病床数

1・診療科目

内科 外科 整形外科 放射線科 リハビリテーション科

2・診療時間

平日 9:00 ~ 17:00

土曜日 9:00 ~ 12:00

3・許可病床数

一般病棟 26 床

療養病棟 112 床

○診療時間外の受診について

当院では、かかりつけの患者様が診療時間外に緊急の相談及び受診を要した際に、対応出来る体制を整えています。当院の診療時間以外の時間に対応を行った場合は、時間外加算等を算定させていただきます。

時間外加算：当院の標榜する診療時間外の時間

休日加算：日曜日・国民の祝日および年末年始（12月29日～翌年1月3日の間）

深夜加算：22時～翌朝6時までの間

なお、標榜時間外におけるご相談はお電話でも受付けております。

○届出等に関する事項について（令和6年12月1日更新）

【近畿厚生局長への届出事項に関する事項】

1・基本診療料の施設基準に係る届出及び算定開始年月日

一般病棟入院基本料（地域一般入院料1）	令和	2	年	4	月	1	日
看護補助加算1	令和	6	年	9	月	1	日
看護補助体制充実加算（看護補助加算）	令和	6	年	12	月	1	日
療養病棟入院基本料2	令和	5	年	10	月	1	日
療養病棟療養環境加算2	平成	24	年	11	月	1	日
後発医薬品使用体制加算1	令和	4	年	4	月	1	日
診療録管理体制加算3	令和	2	年	12	月	1	日
データ提出加算1及び3	令和	3	年	4	月	1	日

2・特掲診療料の施設基準に係る届出および算定開始年月日

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	平成	29	年	8	月	1	日
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	平成	30	年	4	月	1	日
外来・在宅ベースアップ評価料1	令和	6	年	6	月	1	日
入院ベースアップ評価料25	令和	6	年	6	月	1	日

3・入院時食事療養費に係る食事療養および入院時生活療養費に係る届出

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）	平成	13	年	10	月	1	日
-----------------------	----	----	---	----	---	---	---

当院では上記の事項について基準に適合するものとして、入院時の食事療養費について、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

【入院基本料に関する事項について】

① 医師、看護師、介護職員数は医療法における、標準員数以上です。また、療養病棟（病室、廊下幅、食堂、浴室）及び、機能訓練室は療養病棟療養環境加算2の施設基準に適合しています。

② 当院のA病棟（26床）では 地域一般入院基本料1 を算定しており、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは7人以内です。

・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは13人以内です。

・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは13人以内です。

③ 当院のB病棟（28床）では 療養病棟入院基本料2 を算定しており、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは7人以内です。

・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは28人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは28人以内です。

・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは28人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは28人以内です。

④ 当院のC病棟（60床）では 療養病棟入院基本料2 を算定しており、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは10人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは9人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは60人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは60人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは60人以内です。

⑤ 当院のD病棟（24床）では 療養病棟入院基本料2 を算定しており、1日に4人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは12人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは12人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは24人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは24人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは24人以内です。
看護補助員1人当たりの受け持ちは24人以内です。

○選定療養費（保険外併用療養）について（令和6年6月1日更新）

当院では、同じ症状による通算の入院期間が180日を超えている患者様は、入院料の一部が保険給付から外されるため、保険外併用療養における保険外負担金（選定療養費）が発生し、患者様のご負担となります。当院での選定療養費は下記のとおりです。

【入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養】

一般病棟入院基本料（地域一般入院料1）	1日につき	1,760	円
---------------------	-------	-------	---

変更及び算定開始日	令和6年6月1日
-----------	----------

○「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成22年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族様が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

○マイナ保険証でのオンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカードによる保険証の資格確認を行っています。より質の高い医療の提供を行うために、オンライン資格確認による受診歴、薬剤情報、その他必要な診療情報を取得し活用しています。正確な情報を取得および活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

○当院のお薬の処方について

1・後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の処方等または調剤に係る選定療養費について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される患者様については、特別料金（選定療養費）が発生します。

後発医薬品は、先発医薬品と有効成分は変わらず、同じように使っていただけるお薬です。当院では、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等以外は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、医療保険の患者負担（1～3割）と合わせてお支払いいただきます。ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

2・一般名処方について

当院では、一部の医薬品に対して、一般名処方を行っております。一般名処方とは、医師が医薬品の銘柄を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方を行うことです。銘柄によらず処方を行うことで患者様には、有効成分・効能効果が同じ医薬品であれば、患者様の希望するお薬を選ぶことが可能となり、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択することにより、医療保険の患者負担額を抑えることが出来ます。また、特定の医薬品の供給が不足した際にも、一般名処方であれば同じ有効成分の医薬品を提供しやすくなります。

また当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合には、治療計画などの見直し等、適切な対応ができる体制を整備しています。なお、状況によっては患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります。お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたらお気軽に医師にご相談ください。